

Title	山本報告ほかに対するコメント
Author(s)	田島, 俊雄
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2014, 5, p. 77-78
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60289">https://doi.org/10.18910/60289</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## コメント 4

### 山本報告ほかに対するコメント

田島俊雄

シンポに参考になると思い、参考文献をいくつか持参した。

自己宣伝で恐縮だが、先月末に出たばかりの拙稿「北京天則経済研究所の議論から最近の日中関係を考える」(『中国研究月報』第 67 巻第 11 号、2013 年)では、中国の論者の議論を引いて、土地登記や土地課税の観点から尖閣問題を考えてみた。尖閣列島は魚鱗図冊に登録され、課税されたことがあるのだろうか。たぶんないだろうから、国民国家や租税国家の観点からいえば、中国が尖閣列島を自国の領土と主張するのは無理がある。この期に及んで土地登記したりするのは、むしろ滑稽だ。他方で日本が領土宣言して土地登記を行い、所有権および所有者を確定したのは歴史的事実だが、その領土宣言が果たして公正なものであったのか否かについては、別に論じられるべきだろう。

中国における土地調査が今回のシンポのテーマだが、民国期の南京国民政府による土地調査の背景には、魚鱗図冊に代わり、土地所有・利用にかかわる諸々の関係を近代的な権利関係として地籍の形で整理し、私有権を確定し課税台帳を整え、関税や通行税に代わる財源を確保する意図があったと考えられる。しかし民国期の地籍調査は浙江・江蘇にとどまり、かつそれは航空測量にとどまった。

中華人民共和国期はどうだろうか。査田定産は否定的に評価され、農業集団化のもと、統計報表・会計報表の形で農地にかかわる数字はあがってきたが(田島「現代中国の財務・統計諸表—「報表制度」と情報・計画・ガバナンス」(『社会科学研究』第 54 巻第 3 号、2003 年)、それは書類上引き継がれてきたものにすぎず、実測にもとづくものではなかった。

田島「地方財政の構造と公租公課改革」(田島俊雄編『構造調整下の中国農村経済』東京大学出版会、2005 年)では、21 世紀に入っても中国農村における公租公課は地域ごとに異なり、非規範的でむしろ逆進的であったと述べた。つまり土地台帳にもとづく全国統一の農業税率は形成されず、2006 年には農業税自体が廃止された。その意味で土地課税＝土地台帳の整理という契機は希薄になった。しかし他方で 2001 年に WTO に加盟した中国は、農業保護の手段として食糧作付面積に応じた補償など、農家に対する直接戸別所得補償などの方法を探らざるを得ず、むしろ補助金にかかわる台帳として、土地面積や作付面積にかかわる地籍の整備が必要になっている。また都市的土地利用の拡大とともに、都市部の土地利用のみならず都市化を制度的に規制するという意味で、土地台帳・地籍の整備は引き続き必要である。

蕭錚等著『土地改革五十年：蕭錚回憶録』(中国地政研究所、1980 年)は国民党地政派の長老による台湾での三七五減租や土地改革の話である。大陸期に土地陳報や地籍整理に腐心した地政派は、台湾期にはここを素っ飛ばし、三七五減租から土地改革に専心できた。つまり地租改正・地籍整理は、台湾においてはすでに 20 世紀初頭には完成しており、旧

敵産＝資源委員会系国営企業などと並び、台湾では資本主義発展の「基礎工事」（矢内原忠雄）ができていた。田口報告では国民党が台湾に持ち込んだ近代的な法制度と経済発展の関係について言及があったが、その前提は何によってもたらされたというのであろうか。

江丙坤『台湾地租改正の研究』（東京大学出版会、1975年）は台湾人留学生（古島敏雄ゼミ）による出色の東京大学博士論文である。この本は、栗原さんが専門とする清朝期の台湾における土地清丈などを初期条件とし、植民地下の台湾で行われた地租改正の実態を描いた先行研究である。ちなみに江丙坤は元経済建設委員会主任にして、国民党副総統を務め、海峡兩岸関係の台湾側窓口を担当した大物である。片山チームが台湾に行けば、土地問題の研究者として歓迎してくれよう。

李成瑞著／川村嘉夫訳『現代中国の農業税制度』（アジア経済研究所、1968年）は、中国における農業税制について書かれた先行研究であるが、査田定産工作についてはほとんど言及せず、土地台帳についても同様である。訳者の川村さんには、片山さんともども20代の頃にお世話になった。中国で1950年代に整備された農業税は、当初は比例税であったが、農業集団化を経て定額化し、すでにみたように非規範的な税となってしまった。共産党は農地改革以後、財政系統が土地台帳や地籍の整備を主張し、これに対し党の側は政治動員の立場からこれを避けて通ったと考えられる（松村史穂「中華人民共和国建国初期の『査田定産工作』—農業統計調査の試みとその挫折—」（『アジア研究』第53巻第4号、2007年）。

なお今回のシンポでは誰も天野元之助『支那農業経済論』（上中、改造社、1942年）について言及しなかった。この本については片山さんとともに1980年前後の時期に天野本研究会で輪読したことがある。田賦など農民負担、農村金融、担保金融、抵当問題等の事例が豊富に紹介されており、これが検討されなかったのは理解できない。南京での現地調査を相対化できる材料が、すでに70年前に日本語の文献として刊行されているというのに。

最後に、山本報告では土地調査、土地台帳や地籍の整理を「国家による農民把握」と位置づけて論じているようだが、違和感がある。政治や人文系の議論では良くみかけるスタイルだが、その場合の国家とはどう定義されるのだろうか。端的に言って地租改正とは封建国家から近代国家への一つの通過点であり、そこでは市場経済と租税国家化の基礎となる私有財産制度が確立され、身分制としての土地緊縛から農民は解放される、というのが経済学者の常識である。